様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　6月　23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきかいしゃにっこー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ニッコー  （ふりがな） さとう　かずお  （法人の場合）代表者の氏名 佐藤　一雄  住所　〒084-0924  北海道釧路市鶴野110番地1  法人番号　3460001001287  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ニッコー　DX戦略 | | 公表日 | 2025年　5月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.k-nikko.com/wp-content/uploads/2025/05/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%8B%E3%83%83%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%80%80DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>  掲載ページ：P.2 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  持続可能な企業体制の確立とDXを活用した業務革新による次世代型ビジネスモデルへの転換  ＜ビジネスモデルの方向性＞  当社は、持続可能な企業体制の確立と次世代型ビジネスモデルへの転換に向けて、「データ活用×自動化×標準化×組織力強化」を軸とした取り組みを推進しています。  クラウドやAI・IoTなどの先進技術を活用した業務の効率化と自動化、蓄積データを活かした戦略的意思決定や保守サービスの高度化、標準機比率の向上による事業の安定化、そしてDX人材の育成と組織体制の強化により、変化に強い次世代型の経営基盤の構築を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ニッコー　DX戦略 | | 公表日 | 2025年　5月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.k-nikko.com/wp-content/uploads/2025/05/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%8B%E3%83%83%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%80%80DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>  掲載ページ：P.3 | | 記載内容抜粋 | 当社は、経営ビジョンの実現に向け、「データ活用」を軸とした業務変革を推進しています。  営業活動においては、SFA（営業支援システム）を通じて取得した商談履歴・顧客属性・案件進捗などの営業データを分析し、見込み顧客の選定精度を高め、最適なタイミングでの提案を実現しています。  また、製品に搭載したセンサーから収集される稼働状況・異常ログ・稼働時間などの機器データをIoTプラットフォーム上で可視化・解析し、部品の劣化予測や故障前のメンテナンス提案を行う予防保全型の保守サービスを提供する準備を行ってます。  さらに、社内業務においては、申請書類・作業日報・在庫管理などの紙ベースの情報を電子化し、ワークフロー自動化ツールと連携することで、承認業務の迅速化や入力ミスの削減を図っています。  これらの取り組みにより、属人的な判断や業務処理から脱却し、蓄積データに基づいた全社的な意思決定とサービス提供が可能なデータドリブンな業務体制を構築しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社ニッコー　DX戦略  掲載ページ：P.3-4 | | 記載内容抜粋 | P.3  あわせて、DX人材の育成にも注力しており、DX関連資格の取得を推奨するとともに、社内外の研修やセミナーへの積極的な参加を促進し、社員のスキル向上と意識改革を図っています。  P.4  当社ではＤＸ方針に沿った戦略を実施する為、専門のDX推進室を組織しております。  また、弊社社外顧問や外部ITベンダー様とDX推進における協力体制を整えております |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社ニッコー　DX戦略  掲載ページ：P.5 | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX戦略の実行に向けて、最新のITシステム環境の整備を段階的に進めています。  営業領域では、SFA（営業支援システム）を導入し営業活動データをリアルタイムに収集・分析できる仕組みを構築しました。  IoTプラットフォームでは、各機器から稼働データを自動収集し、異常検知や保全提案につなげる基盤を整備しています。  社内業務のデジタル化においては、従来の紙・Excelベースの業務プロセスから脱却し、MS365を活用したワークフロー自動化を推進。レガシーシステムとの共存を前提に、順次刷新やデータ移行も計画的に進行中です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ニッコー　DX戦略 | | 公表日 | 2025年　5月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.k-nikko.com/wp-content/uploads/2025/05/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%8B%E3%83%83%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%80%80DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>  掲載ページ：P.6 | | 記載内容抜粋 | * **営業領域におけるデータ活用の定着度** 　・SFA活用率（SFAに入力された案件数／全案件数） 　・リードタイム短縮（初回接触から受注までの平均日数） * **IoT保守サービスに関する効果測定** 　・IoT経由で取得された機器データ項目数の推移 * **社内業務の効率化に関する指標** 　・業務プロセスの電子化率（紙→電子への移行状況） 　・ワークフロー導入による決済時間の削減率 * **DX人材育成の取組状況** 　・DX関連資格の取得者数 　・研修・セミナー参加人数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　5月　20日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.k-nikko.com/dx/> | | 発信内容 | 当社代表取締役がDX戦略について、以下の内容で発信。  当社は、持続可能な企業体制の確立と次世代型ビジネスモデルへの転換に向けて、「データ活用×自動化×標準化×組織力強化」を軸とした取り組みを推進しています。  クラウドやAI・IoTなどの先進技術を活用した業務の効率化と自動化、蓄積データを活かした戦略的意思決定や保守サービスの高度化、標準機比率の向上による事業の安定化、そしてDX人材の育成と組織体制の強化により、変化に強い次世代型の経営基盤の構築を目指しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　10月頃　～　　2022年　11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ  イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　11月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報  セキュリティ基本方針」を策定し公表している。  公表場所：<https://www.k-nikko.com/dx/>  対策としては、PCの資産情報と操作ログをリアルタイム収集し必要に応じて管理者が確認。また、情報資産の保護とアクセス管理、クラウドサービス利用時のセキュリティ確保を構築、人的リスクへの対応、インシデント対応体制の整備を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。